

大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）の

パブリックコメント結果について

1 趣旨

本町では、太陽光発電施設設置事業者に対し、遵守すべき事項や、配慮すべき事項を明示し、地域住民の生活環境や自然環境と調和した、また、地域に受け入れられる太陽光発電事業の適切な導入を促すことを目的に、太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定しています。今般、より実情に即したガイドラインにするため、改訂を検討しています。このガイドライン改訂にあたり、6月10日から7月10日まで、町民の皆さまからのご意見を募集しました。

その結果、4人の方からご意見をいただきましたので、お寄せいただいたご意見の内容及び大台町の考え方を次のとおり公表します。

2 意見の総数

4人 7件

3 町の考え方区分と件数

区 分	項 目	件 数
ア	ガイドライン（案）等に意見を反映するもの	0
イ	ガイドライン（案）等に既に記載のあるもの	3
ウ	今後のために参考とするもの	3
エ	その他（質問など）	1

いただきましたご意見につきましては、一部要約して掲載しております。ご了承ください。

4 各意見の概要及び町の考え

番号	意見の概要	大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン(案)内で、該当する箇所	大台町の考え	町の考え方 区 分
1	近所でも、高齢化に伴い、田畑の管理ができなくなってくると、太陽光へ売却が行われているように思います。事前に、区長や近隣住民への説明会の開催はしていただきたいと感じています。	P9 【7.設置事業の届出 ②】	<p>ガイドライン(案)の中で、事業者は、事業概要について、計画の早い段階で地域住民等に説明会を行い、その中で、説明会等に参加できなかった区長、近隣住民等がいる場合は個別に対応することを定めました。</p> <p>(ガイドライン抜粋)</p> <p>※近隣住民等 事業区域の境界からおおむね水平距離で 100メートル以内の区域に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者、若しくは賃借権、地上権、地役権その他の権限により、近隣区域の土地又は建物を使用する者をいいます。</p> <p>※地域住民等 近隣住民・施設を設置する土地の存する自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体)の住民(事業区域が自治会の境界付近の場合は、隣接する自治会の住民も含む)・施設設置に伴い防災面、景観面など生活環境に影響を受ける住民をいいます。</p>	イ
2	現ガイドラインの対象外である非FITの施設であることから、事業の説明をしない、周辺への配慮が欠けるなどの問題が発生している。日当たり、排水がいい、管理がしやすく宅地、農地に向けた土地がたくさんソーラーになっていく現状に強い危機感があります。今年は近所の母子家庭宅周りを取り囲むようにソーラーパネルを設置しようとする業者が現れたため、そうならないよう自費で土地を買い取ったりもしました。業者は国の法律に反しないことを楯にやりたい放題です。大台町もガイドラインではなく罰則、業務停止命令が可能な独自の条例、規則を制定すべきである。(例えば、高さ制	P4 【3.ガイドラインの適用対象施設】	<p>ガイドライン(案)の中で、現行のガイドラインの対象外である非FITの発電施設についても適用対象施設とすることを定めました。</p> <p>また、三重県は、ミッションゼロ2050みえ宣言を行い、脱炭素の方針を打ち出しており、町としても、2021年に近隣6町でゼロカーボンシティ宣言を行っています。このようなことから、カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーの有効活用を推進していくことは必要であると考えているため、太陽光発電施設の設置基準の厳格化や排除を求める条例化までは検討しておりません。今後も、地域の状況や発電事業の動向を注視し、地域にとって適正なガイドラインとする改訂を随時検討していく予定です。</p> <p>なお、ご提案いただきました条例案の内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ

	限を設ける。近隣住民の視界確保。住民からの承諾の義務化。など）今後の大台町で暮らしていく子ども、若年層のためにも厳しい条例の作成を切に願います。			
3	太陽光発電施設を介して猿の田畑への出没に困っている。人間の視界を遮る、猿の逃げ場を作るといった点で獣害の温床にもなっているため猿が入れないフェンス設置の義務化を検討してほしい。	P9 【5.設置事業に当たって遵守すべき事項 ⑨】	太陽光発電施設に猿が侵入しないためのフェンスの設置の義務化は難しいかもしれませんが、人間の視界を遮り猿の逃げ場とならない為にも、ガイドライン（案）の中で、草刈りなどの敷地管理に努めることを決めました。	イ
4	残念なことに業者が努力義務を怠っている。建設計画が隣接地主にも住人にも全く説明がありませんでした。うちの字では住宅の裏全面の山林に太陽光建設が計画されましたが、隣接地主にも住人にも全く説明ありませんでした。基本的に業者と山林持ち主で話が進められています。今回の改正でも、是正されないと思われまます。	P9 【7.設置事業の届出 ②】	現行のガイドラインの中で、事業計画の早い段階で説明会等を行い、その結果に基づき、事業説明報告書を提出すること、また、今回のガイドライン（案）の中で、事業説明会等出席者名簿の提出や、区長・近隣住民等の中に説明会に参加できなかった方への個別対応等について定めておりますので、ガイドラインに沿った事業説明が行われるよう事業者への周知に努めてまいります。	イ
5	太陽光発電業者に土地を販売しようとしている地主/住人に思いとどまらせる、文言を入れられないか？具体的にはP4（2.目的）の部分に太陽光を設置したい地主に対し、業者に売買する前に、まずは地域の住民としての責務を果たし、誰の迷惑にもならないことをしっかり確認してから売買するという文言です。また、太陽光発電施設の設置を希望する住民や地主に対して、太陽光発電業者に土地を販売する以前に本ガイドラインの熟知及び地域を守り住み続ける住人の迷惑にならないかの熟考を促すものです。	P4 【2.目的】	個人の財産の活用について、規制をかけることは難しいと考えますが、土地所有者にもガイドラインをご理解いただくことで、地域住民等とのコミュニケーションを図り、適切な導入設置が行われることを、本ガイドラインの目的としています。ガイドラインを、事業者だけでなく、町民や土地所有者に向けても周知を図ることで、ガイドラインの趣旨をご理解いただき、適切な事業実施となるよう促してまいります。	ウ

6	<p>ガイドライン P5 の「4.ガイドラインの適用対象地域」①設置するのに適当でない区域について、ユネスコエコパークは自然公園法（三重県自然公園条例）の特別保護地区、第1～3種特別地域に含まれないのでしょうか？含まれていないから現状、設置される場所が増え続けているのだと思いますが。</p>	<p>P5 【4.ガイドラインの適用対象地域①】</p>	<p>ユネスコエコパークは自然保護と地域の人々の生活(人間の干渉を含む生態系の保全と経済社会活動)とが両立した持続的な発展を目指す地域であり、大台町内の一部地域は、自然公園法の特別保護地区・第1～3種特別地域に該当しますが、ユネスコエコパークに登録されていても、町全域が自然公園法の特別保護地区や第1～3種特別地域に該当するわけではありません。</p> <p>現行のガイドラインでは、「設置するのに適当でない区域」「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」の設定に関わらず、地域住民等の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民等の声に十分に配慮し、土地の選定・開発計画の策定を行うよう定めています。</p>	エ
7	<p>「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」では町内ほとんどの場所が自然公園法の普通区域ですが、景観を守るために一定規模以上の工作物の設置制限だけでなく、一定規模未満の工作物の設置についても対象とし、許可制にできないか。</p> <p>再生可能エネルギーや太陽光パネルに真っ向から反対しているわけではありません。パネルの使用後の再利用や処理についての問題が解決できているなら、屋根の上など空いたスペースにどんどん設置すべきだと思います。個人の土地で皆管理に困ってパネル事業に加わるケースが多いのは痛いほど分かりますが、これ以上町内にパネル畑を増やして自然の風景を壊していけば、町の魅力がなくなってしまいます。空き家バンクで見つけた物件の近くにパネルが設置されていなかったから移住を決めたという方もいらっしゃいます。今止めないと手遅れになると思い、意見させて頂きました。大台町が目指すものが何なのか、単にパネルを止めようという話ではなく、高齢化から人口減少問題すべてが絡む問題だと思います。</p>	<p>P4 【2.目的】</p>	<p>三重県自然公園条例に基づく許可については、三重県が行っていますが、全てを許可制にすることは難しいと考えます。しかしながら、大台町の魅力である自然環境や景観を守っていくことは町の責務でもありますので、地域に受け入れられる太陽光発電事業の適切な導入を促すため取り組んでまいります。</p>	ウ